

がん治療を目的とした

先進医療（技術料）に係る費用の

2分の1を補助します。

補助限度額150万円



和歌山県がん先進医療支援事業について

和歌山県はがんで亡くられる方が多い県です。

そのため、和歌山県ではがんで亡くなる方を減らす対策を実施し、がんになっても安心して暮らせる支援体制の構築をめざしています。

平成26年に和歌山県のがん対策に役立てて欲しいと、故芝本十三氏から寄付をいただきました。

県ではそのご意向を踏まえて、公的医療保険の適用がないがん治療を目的とした先進医療を受けようとする県民の方に、その治療費に対して補助を実施いたします。

ふるさと納税について

当事業の趣旨にご賛同いただけます方は、和歌山県のふるさと応援寄付（ふるさと納税）のメニュー「がん対策の充実にて、ご支援いただきますよう、よろしく願いいたします。



ふるさと和歌山
応援サイト

- 補助の条件（金融資産等）があります。
- 先進医療の治療を受ける前までに、必ず県庁健康推進課までお問い合わせください。
- 詳しくは裏面をご覧ください。



和歌山県

和歌山県がん先進医療支援事業補助金応募概要

1 対象経費

がん治療を目的とした先進医療（技術料）に係る費用

※ 先進医療とは

厚生労働省が、保険給付の対象とするか否かの評価を行うことが必要な療養として、医療技術ごとに、一定の施設基準に該当した保険医療機関は、届出により保険診療との併用ができることとしたものです。先進医療の詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください（毎月、更新されます）。

○ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > 先進医療の概要について

2 補助率等

2分の1以内（限度額150万円）

3 対象者

- (1) 応募時点で、1年以上引き続き和歌山県内に住民登録をしている方
- (2) 平成26年10月1日以降に、国内でがん治療を目的とした先進医療を受ける事を決め、主治医から推薦を受けた方
(補助内定後に先進医療の治療を開始いただきますが、応募前に受診まではしていただいても構いません)
- (3) 応募者及びその世帯員が以下の項目全てに該当する方

- 市町村民税所得割合計額が23万5千円未満
- 金融資産（現金、預貯金及び有価証券）の合計が600万円以内
- 補助の対象となるがん先進医療を受けた時に、そのがん先進医療に係る給付金を受け取る保険契約又は共済金を受け取る共済契約を締結していない
- 不動産（事業用及び償却資産は除く）の固定資産税評価額の合計が3,000万円以内 等

4 応募期間

平成30年4月1日から予算の上限額に達する日

5 応募方法

先進医療の治療を受ける前までに、下記まで問い合わせの上、応募書類一式を郵送又は持参（封筒に「がん先進医療支援事業応募」と朱書きしてください）

※ 応募書類は下記ホームページ又は県庁健康推進課、各県立保健所に備えております。

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/h_sippeigannet/00.html

○ わかやまがんネット > がん患者・ご家族の方へ > がん先進医療支援事業

6 応募先及びお問い合わせ先

住 所： 〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通1-1

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課 がん・疾病対策班

TEL： 073-441-2640 FAX： 073-428-2325

7 その他

- (1) 予算の範囲内の事業になりますので、応募いただいてもご期待に沿えない場合があります。特に予算額を上回る応募があった場合には、調整をさせていただきます。その際の応募の基準日は、全ての書類が揃ったときの受付日（郵送は消印日）です。
- (2) 治療後にその後の状況等お聞きする事があります。
- (3) 医療機関によっては、先進医療と同一の治療を自由診療として実施していることがありますが、その場合は対象となりません。